


所管部課	福祉部 生活福祉課	部長	田口茂夫		
件名	東大和市生活困窮者自立支援調整会議設置要綱の一部を改正する要綱について		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>「生活困窮者自立支援法」の必置機関として設置した東大和市生活困窮者自立支援調整会議の設置要綱について、構成する関係機関の追加等に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉部長（座長）の構成員としての立場を明文化。 ・別表に「北多摩西地区保護司会東大和分区」を追加。 <p>(2) 施行日 平成30年 4月 1日</p> <p>(3) 影響及び効果 北多摩西地区保護司会東大和分区の追加により、地域的な支援体制の構築を更に幅広く行うことができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年7月23日 「生活困窮者自立促進支援モデル事業」により、東大和市生活困窮者自立支援調整会議設置要綱の施行。</p> <p>平成27年4月 1日 「生活困窮者自立支援法」施行。「生活困窮者自立促進支援モデル事業」から「生活困窮者自立支援事業」に改める。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>なし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。